令和7年7月時点

高崎市

分 事業名 (対象者・内容) 類 学校給食費無償化等制度 対象者: 高崎市立の小学校・中学校・特別支援学校に在籍する児童生徒 ただし、生活保護の認定により、学校給食費相当額の給付を受けている場合は、対象外。 内容:・第2子以降の給食費・・・・無償化 ・第1子の給食費・・・・・10%軽減 第何子にあたるかは、高校生以上の子や別居している子も含める。 問合せ: 《健康教育課 学校給食担当》 Tel: 027-321-1294 子育て応援情報サイト『ちゃいたか』 対象者: どなたでも利用可能 内 容: これから出産を迎える人や子育てをがんばっている人たちを応援したいという市民ボランティア『ちゃいたか サポーター』がこれから子育てする人や子育て中の人が知りたい情報を分かりやすく提供するインターネット 問合せ: 《こども家庭課課 こども企画担当》 Tel:027-321-1316 高崎市子育てなんでもセンター 対象者: 妊婦、乳幼児・児童とその保護者 内 容: 子育て中の人や妊娠中の人が、1か所で気軽に様々な相談ができ、必要な支援を受けられる子育て支援の拠点 問合せ: 《こども家庭課 子育てなんでもセンター》 Tel: 027-393-6101 高崎市子育てSOSサービス 対象者: 市内に住所を有している妊娠期や就学前児童の保護者 内 容: 妊娠期や就学前児童のいる家庭にヘルパーを派遣し、家事や育児の支援を行うことで保護者の育児に関する精 神的・肉体的負担の軽減を図り、安心して育児や日常生活を営めることを目的としたサービス ・利用料金250円/時間 問合せ: 《保育課 保育担当》 Tel: 027-321-1246 一般不妊治療費助成事業 対象者: ・申請日において高崎市に1年以上住所を有すること(夫婦のいずれか一方でも可) 専門医療機関で不好治療を受けている法律ト婚姻している夫婦(事実婚を含む) ・医療保険に加入していること 内 容:・自己負担額を助成(上限10万円) ・通算3年間まで 問合せ: 《健康課 管理担当》 Tel: 027-381-6113 生殖補助医療費助成事業(以前の「不妊に悩む方への特定治療支援事業」) 対象者:・治療開始時点で法律上の婚姻関係または事実婚関係にある夫婦(事実婚を含む) であり、夫婦の双方またはいずれか一方が高崎市に住所を有すること ・生殖補助医療(保健診療及び保険外診療)を受けていること ・申請期限:治療終了日の3ヵ月後の月の末日まで 内 容: ・申請6回までは、治療ステージA、B、D、Eは1回上限30万円まで(40歳以上は 1-3回目30万円、4-6回目15万円)、採卵を伴わない治療ステージC、Fは1-3回目 12万5千円、4-6回目10万円助成。 ・治療ステージA、B、D、Eの7回目以降10万円、治療ステージC、Fの7回目以降 5万円を限度に助成特定治療にいたる過程で精子を精巣または精巣上体から採取する ための手術を行った場合は、男性不妊治療助成として通算6回までは上限30万で、 7回以降は10万円まで追加助成

※回数は国補助対象だった他自治体の助成分を含む

問合せ: 《健康課 管理担当》 TeL: 027-381-6113

分

類

事業名 (対象者・内容)

不育症治療費助成事業

対象者:・治療期間及び申請日において婚姻の届出をしている、夫婦の双方またはいずれか一方

が高崎市に住所を有するもの

・申請する年度内に終了した治療

・申請期限:治療終了後3か月以内または治療が終了した日の属する年度の末日までのいずれか早い日まで

内 容: ・保健適用外の不育症の診断のための検査及び治療と、保険適用のうちヘパリン治療の自己負担分に要した

費用について、年間20万円まで助成

問合せ: 《健康課 管理担当》 TeL: 027-381-6113

がん患者等妊孕性温存治療費等助成事業

対象者:・高崎市に住所を有し、がん等治療開始前に妊孕性温存治療を行った43歳未満の人

内 容: ・がん等治療開始前に行う妊孕性温存治療及び凍結保存の維持に要する費用の一部を

助成する(県助成後の残額を対象とし、県助成より本市上限額が上回る額分) ・費用は、保険外診療のみ。治療費助成は1人1回のみ、凍結保存は年度内1回

上限額:胚(受精卵)凍結5万円、未授精卵子凍結5万円、卵巣組織凍結5万円、

精子凍結2万5千円、精巣内精子採取術による精子凍結5万円、凍結保存5万円

・申請期限:治療終了又は中止した6か月後の日の属する月末まで、凍結保存の維持

を継続した6か月後の日の属する月末まで 問合せ: 《健康課 管理担当》 Tel:027-381-6113

妊婦健康診査費の助成

対象者: 高崎市に住民票のある妊婦

内 容: 私費負担分を最大1万円補助

問合せ: 《健康課 管理担当》 TeL: 027-381-6113

高崎市多胎妊婦健康診査費助成事業

対象者: 妊婦健康診査受診日において、市内に住所を有し、高崎市が「妊婦健康診査受診票」を交付した多胎妊娠をし

ている方

内 容: 妊婦健康診査で「妊婦健康診査受診票」で補助する金額を超えて支払った費用と、「妊婦健康診査受診票」で

受けられる14回に追加して受けた妊婦健康診査で支払った費用(保険診療を除く)で、1妊娠当たり10万円まで

助成

問合せ: 《健康課 管理担当》 Tel:027-381-6113

妊婦初回産科受診料助成事業

対象者: 初回産科受診時及び助成金交付申請時において高崎市に住民票を有し、国内の産科、婦人科、産婦人科等を標

榜する医療機関を受診した妊婦。

内 容: 初回の産科受診料の額(産婦人科医療機関等において実施する妊娠の判定に要する費用)と1万円のいずれか少

ない額を助成

問合せ: 《健康課 管理担当》 TeL: 027-381-6113

出産入院費用支援金事業

対象者: 国内の産科・産婦人科・助産所等に入院した産婦で、出産日を含む入院期間の出産・入院費が保険外診療(自

費) であること

出産日に高崎市に住民票があること

内 容: 産婦1人に対し5万円支給

問合せ: 《健康課 管理担当》 TeL:027-381-6113

新生児難病検査等助成事業

対象者: 新生児の養育者で、当該新生児の出生日時点で高崎市に住所を有する者

内容: 血液による難病検査に関する費用の自己負担分について、1万円を上限に助成

問合せ: 《健康課 管理担当》 Tel:027-381-6113

分

類

事業名 (対象者・内容)

産後ケア事業

対象者: 高崎市に住民登録がある生後1年未満の赤ちゃんとその母親

内 容: ・日帰り型(デイサービス型):日中を実施機関で過ごし、授乳や育児手技などの指導

やケアを受けられる

・訪問型:助産師がご自宅に訪問し、授乳や育児手技などの指導やケアを受けられる

・宿泊型:実施機関で過ごし、授乳や育児手技などの指導やケアを受けられる

利用回数は最大7回(多胎児は12回)、利用料は日帰り型(デイサービス型)と訪

問型は無料、宿泊型は利用者負担で一部を助成

問合せ: 《健康課 母子保健担当》 Tel: 027-381-6113

高齢者ごみ出しSOS

対象者: ごみ出しが困難で次の①~③のいずれかに当てはまる世帯

①70歳以上の方のみの世帯

②障がいをお持ちの方のみの世帯

③妊娠期の方や3歳未満の小さな子供がいる世帯で早朝勤務や単身赴任などで家族の

協力が難しい世帯

内 容: 週1回決められた曜日に自宅を訪問し無料でごみを収集する 問合せ: 《一般廃棄物対策課 管理担当》 Tel:027-321-1253

チャイルドシート貸出し

対象者: 次のすべてに該当する人

①本市に住民登録又は外国人登録をしている人

②三等親以内に5歳未満の乳幼児がいる人

③貸出申請日に、車両を保有または使用している人

内 容: 2か月以内

※貸出日の2週間前から電話予約可能、貸出料は無料ですが返却時クリーニング代

(3,850円) が必要となります。

問合せ: 《地域交通課 交通安全担当》 Tel:027-321-1231

託児ルーム「かしの木」(子育てなんでもセンター内)

対象者: 生後6か月から小学3年生まで

内 容: ・利用料金300円/時間(上限3,000円/日)

・子育て中のリフレッシュ(映画鑑賞や観劇、買い物、美容院など)、急な用事(冠婚

葬祭、急な仕事、地域行事など)の際に、気軽に利用できる託児ルーム

問合せ: 《たかさきキッズサポートかしの木》 Tel:027-393-6103

託児ルーム「けやき」 (群馬支所3階)

対象者: 生後6か月から小学3年生まで

内容: ·利用料金300円/時間(上限2,000円/日)

・子育て中のリフレッシュ(映画鑑賞や観劇、買い物、美容院など)、急な用事(冠婚

葬祭、急な仕事、地域行事など)の際に、気軽に利用できる託児ルーム

問合せ: 《たかさきキッズサポートけやき》 Tel: 027-386-6105

こども発達支援センター

対象者: 市内に住所を有していること

内 容: 発達に不安のあるこどもとその保護者や関係機関の方を総合的にサポートするとともに、中学校卒業まで一貫

して支援する

問合せ: 《こども発達支援センター 発達支援担当》 Tel:027-321-1351

病児・病後児保育

対象者: 未就学児、小学生(施設により異なる)

内容:病気の発症から回復期にあり、幼稚園、保育所、認定こども園などに通えないお子さんを施設でお預かりする

(病気の発症から対象:7施設、回復期から対象:1施設)

問合せ: 《保育課》 Tel: 027-321-1246

4
育
て
支

分

類

事業名 (対象者・内容)

放課後児童クラブ第3子以降保育料無料化

対象者: ・市内に住所を有していること

・子どもを3人以上扶養し、そのうち放課後児童クラブを利用している子どもが、3人

目以降であること

・放課後児童クラブを利用している子どもの利用形態が、常時利用であること

内 容: 対象児童の保育料無料化

問合せ: 《放課後児童クラブ支援課 放課後児童クラブ支援担当》 Tel: 027-395-5421

学力アップ大作戦

対象者: 市内の小中学生

内 容: 苦手意識の持ちやすい数学や英語を中心に、放課後や休日に地域のボランティアが子どもたちの学習を支援す

る取り組み

問合せ: 《学校教育課》 Tel: 027-321-1293

くらぶち英語村

対象者: 小学4年生から中学2年生 (通年コース)

小学1年生から中学3年生(週末コース) 小学2年生から中学3年生(短期コース)

内 容: 総木造りの寄宿舎で外国人スタッフとともに様々な生活や体験活動を英語で行う山村留学施設

問合せ: 《企画調整課 くらぶち英語村担当》 Tel: 027-384-4508

高校生等通学支援事業

対象者:・定期券の区間が県内のもの。(定期券の区間が県外に及ぶ場合は対象外)

・高等学校に通学する生徒のほか、中等教育学校(後期課程)、高等専門学校(第1学年

から第3学年まで)など高等学校の3年間に相当する期間に通学する生徒。

内 容: 公共交通機関の定期券 (その額が1月当たり15,000円を超えるものに限る。) を使用して通学する高崎市に住所

を有する高校生等の保護者に対して補助金を交付します。

問合せ: 《教育総務課》 TeL: 027-321-1291

奨学資金制度

対象者: ・高崎市に住所を有し、高等学校、高等専門学校、短期大学、大学及び専修学校に入学

予定又は在学中であること

・学力優秀、品行方正であること

・経済的な理由により就学が困難であること

・日本学生支援機構等の奨学金を受けていないこと

・市税の滞納がない世帯であること

・高崎市内在住で独立して生計を立てている65歳未満の連帯保証人が2名いること

内 容: 進学の意欲と能力がありながら経済的な理由で就学が困難な方に対して、奨学資金を無利子で貸与

○高等学校、高等専門学校 年額240,000円

○短期大学、大学、専修学校 年額600,000円

※貸与期間は入学または在学する学校の正規の修業年限です。

問合せ: 《教職員課 学事担当》 Tel:027-321-1298

住宅支

援

空き家活用促進改修助成金

対象者: 居住目的で空き家を購入する人

内容: ・高崎市内の戸建て住宅及び併用住宅で10年以上居住又は使用していない空き家を購入し、住居として活用する場合の改修費用に2分の1を乗じて得た額(上限額250万円)を助成。ただし、対象となる空き家が倉渕地域、

榛名地域、吉井地域に立地する場合、上限額は500万円を助成。

・共同住宅やシェアハウス等への改修は対象外。

問合せ: 《建築住宅課 住宅管理担当》 Tel: 027-321-1314

分 事業名 (対象者・内容) 類 定住促進空き家活用家賃助成金 住 対象者: 空き家を借りる人 宅 内 容: ・倉渕地域、榛名地域、吉井地域に立地する空き家を定住を目的として借りること。原則入 支 居予定者が対象。 援 ・月額家賃額に2分の1を乗じて得た額、上限額は月額2万円。 ・月額家賃額には、管理費や駐車場費等は含まない。 問合せ: 《建築住宅課 住宅管理担当》 Tel: 027-321-1314 空き家事務所・店舗改修助成金 対象者: 事務所・店舗等の運営を予定している団体(高崎市内に本店や主たる事務所があること)及び個人(高崎市に 住民登録があること) 内容:・高崎市内の戸建て住宅及び併用住宅で5年以上居住又は使用していない空き家を事務 所・店舗として活用する場合の改修費用に2分の1を乗じて得た額(上限額500万円) を助成。 ・ビルの空きテナントやマンションの空き室は対象外。 ・他人に貸し付け、売却するものでないこと。 問合せ: 《建築住宅課 住宅管理担当》 Tel: 027-321-1314 高崎市住環境改善助成事業 対象者: 市内に住宅を所有し、そこに居住(住民登録)している本人又は同一の世帯員で、以下の条件に全て該当する 方 ・本人と世帯員の中に前年の所得額が400万円を超える人がいないこと ・本人と世帯員の中に市税を滞納している人がいないこと ・過去に住環境改善助成事業の助成金の交付を受けていないこと 内 容: 助成対象工事経費の30%、限度額20万円まで助成 問合せ: 《建築住宅課 建築担当》 Tel: 027-321-1266 高崎市移住促進資金利子補給金制度 対象者: 倉渕・榛名・吉井地域への移住にあたり自ら居住するための住居(当該住居の敷地を含む)を取得するために 金融機関から融資を受けて実際に居住する方。居住直前に連続して1年以上、住宅を取得した地域以外に居住 していたこと。(同じ地域内の住み替えは原則対象外) 内 容: 移住するための住居取得に際して受けた融資の利子5年分を高崎通貨にて全額補給する。 問合せ: 《企画調整課 企画調整担当》 Tel:027-321-1202 高崎市ふるさと住宅 対象者: 倉渕地区に定住する意思のある18歳以上の者であり、現に同居し又は同居しようとする親族を有し、かつその 他収入等の条件に該当する者 内 容: 公営賃貸住宅 月額26,000~41,000円 35戸 Tel: 027-321-1267 問合せ:《群馬県住宅供給公社高崎支社》 《建築住宅課 住宅管理担当》 Tel: 027-321-1324 クラインガルテン(体験農園) 対象者: 農業体験希望者 内 容: 1区画40㎡で年間8,800円。技術指導、農具無料貸出し有。

利用者には、相間川温泉の宿泊料・温泉入浴料の割引などの特典有。 問合せ: 《倉渕支所地域振興課 地域振興担当》 Tel: 027-378-3111 (代)

《相間川温泉株式会社》 Tel: 027-378-3834

市民農園

就

支

対象者: 市内居住の農家でない人

内 容: 50㎡区画で年間7,200円 (*個人開設農園の場合は農園により異なる)

問合せ: 《高崎市農業公社》 TeL:027-321-1260

類農業体験・就農

支

分

事業名 (対象者・内容)

高崎市新規就農者研修施設

対象者: 新規就農希望者(45歳未満)

内 容: 研修入居 農業技術習得のため入居 期間:2年間 (入居審査会あり)

月額20,000円 79.2㎡×4棟

問合せ: 《倉渕支所農林建設課 農林担当》 Tel: 027-378-4527

かがやけ新規就農者応援給付金【新規就農者応援コース】

対象者:・今年度、新たに農業経営を開始し、認定新規就農者等となった者

・給付金申請日において高崎市民である者 ・市内農地を確保し、営農を開始する者

・税務署へ開業届を提出する者

内 容: 新規就農者の安定的な経営の支援策として、本市で新たに農業を始めて独立自営する認定新規就農者等及びそ

れに同程度と認められる者に対し、100万円を給付する

問合せ: 《農林課 農業担当》 TeL: 027-321-1261

かがやけ新規就農者応援給付金【就農準備生応援コース】

対象者:・今年度、新たに下記内容の就農を開始した者

・給付金申請日において高崎市民である者

内 容: 就農希望者の一層の就農意欲の増加を図るための支援策として、独立自営就農に向けて、市内認定農業者の元 で研修する者、親元就農する者や市内の認定農業者である農業法人等で雇用就農する者に対し50万円を給付す

る

問合せ: 《農林課 農業担当》 TeL: 027-321-1261

ブランド商品開発事業補助金

対象者:・本市の住民基本台帳に記録され、市内で農業を営んでいる個人

・本市に所在を置く農業を営む法人、又は構成員の過半数が本市の住民基本台帳に記録

された農業者で構成される団体

内 容: 市内で生産された農畜産物の新品種、新商品の開発、ブランド化の取り組みに対する経費を補助

4/5以内(上限200万円)

問合せ: 《農林課 農政担当》 TeL: 027-321-1317

高崎市地元農畜産物消費拡大事業補助金

対象者: 本市に所在を置く農業を営む法人、若しくは構成員の過半数が本市の住民基本台帳に記録された農業者で構成

される団体

内 容: 地元農畜産物や、その加工品の消費拡大を図ることを目的にイベントに出店した団体に対する経費を補助

問合せ: 《農林課 農政担当》 Tel: 027-321-1317

その

他

高崎市オンライン移住相談窓口

対象者: 高崎市への移住を検討されている方

内 容: ・高崎市への移住でお悩みの方が、予約やアプリのダウンロード等せずにweb電話で

相談できる窓口

・平日8時30分~17時15分(12時~13時を除く) 問合せ: 《企画調整課 企画調整担当》 Ta: 027-321-1202

高崎市中小企業就職奨励金

対象者: ・学校卒業後1年以内に高崎市内に本社を置く中小企業に就職

・就職の時点で29歳以下

・同一企業の就業期間が6カ月を経過

・市内に住所を有する 等

内 容: 市内で使用できる電子地域通貨を10万円分支給 問合せ: 《産業政策課 労政担当》 Tel: 027-321-1255